

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月9日(水) 午前10時00分から午前10時19分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 18人

会長 10番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員

11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員

14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員 18番 片岡 泰助 委員

19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員

4 欠席委員 5人

5番 田邊 洋樹 委員 6番 武本 章吾 委員 15番 中西 公仁 委員

17番 矢野 秀典 委員 23番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 松本 一夫 委員 7番 山本 義弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長	佐々木 輝幸	事務局主幹	中村 英樹	事務局主幹	塩見 雅子
事務局主幹	日下部 啓司	事務局主幹	成田 裕次	事務局副主任	剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 佐々木次長	定刻となりましたので、ただいまから9月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしくお願いします。
花巻会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和2年9月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は18名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号11番 高橋 英和 委員と議席番号12番 藤原 正美 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の塩見主幹と日下部主幹を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 塩見主幹	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 塩見でございます。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて14件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が12件、使用貸借権設定が2件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号, 1番から14番について調査票をもとに説明】

まず1番について、先月保留の案件ですが、今回の倉敷東地区協議会において再度検討した結果、今後申請地が適正かつ効率的に利用されると認められ、許可意見となりました。

次に8番についてですが、9月4日付で取り下げ書が提出されました。

その他については、特に問題となる案件はありませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、8番については申請取り下げ、その他の案件については、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の14件のうち、8番については取下げが出されました。

8番を除く13件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということですので、議案第1号の14件について、8番は取下げ、残す13件は、許可と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹

【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に4件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可のご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長	事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の4件については、全件許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号の4件は許可と決定します。
	続きまして、5頁をご覧ください。
	議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
	おそれいます、松本委員、山本委員、に關係する案件があります。
	農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。
	(松本委員、山本委員 退席)
	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 塩見主幹	【 議案第3号「農用地利用集積計画について」の説明 】
	塩見でございます。それでは説明させていただきます。
	議案第3号の「農用地利用集積計画について」でございますが、5頁から7頁にかけて18件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。
	利用権の種類の内訳は、賃貸借が5件、使用貸借が13件でございます。
	また、利用期間の更新は4件で、更新切れを含む新規は14件です。
	今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが1件、農地中間管理機構によるものが3件、その他は個人でございます。
	借り手の世帯における農業専従者は、いずれも1人以上確保され、農業経営に必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。
	議案第3号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、18件とも承認が相当と判断します。
	なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認のご意見でございました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第3号は、全件承認といたします。

事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退席されていた2名の委員に報告いたします。
議案第3号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、8頁をご覧ください。

議案第4号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【議案第4号農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定についての説明】

それでは説明させていただきます。
8頁をご覧ください。

議案第4号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について」でございますが、農地の権利取得面積(別段の面積)とは、農地法第3条の許可申請時の要件となる下限面積のことでございます。

平成21年12月施行の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令の定めによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになり、倉敷市でも、平成28年に「2015年農林業センサス」により市内一部区域において、また令和元年には西日本豪雨災害による影響を勘案し真備地区全域において、下限面積の引き下げを実施したところです。

「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日12構改B第404号・最終改正令和2年4月1日)では、農業委員会が別段の面積を定めようとする場合は、「農林業センサス」の調査結果や管内農地における遊休農地の状況に基づいて行うこととなっており、今年度見直しを検討した結果、まず農林業センサスは5年ごとの調査であり、平成28年に変更した際活用したものが最新で以降変更がないこと、遊休農地については前年と比較し大幅な増減もなかったことから、今年度は下限面積の変更を行わず、現行の下限面積を継続することと判断しました。

各地区協議会でご審議いただきましたが、現行どおりの下限面積を継続することで異議なく承認との事ございました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局から説明がありましたが、議案第4号につきまして、今年度は下限面積の変更を行わないことに、ご異議ございませんか。

<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第4号は、提案のとおり、現行の下限面積を継続することを承認します。</p> <p>審議案件は以上です。 ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 剣持副主任</p> <p>議 長</p>	<p>【報告第1号から第4号について報告・説明】</p> <p>9頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、9頁から13頁にかけて19件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に14頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、14頁から15頁にかけて13件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に16頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、16頁から23頁にかけて36件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に24頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが24頁から25頁にかけて9件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【質問なしの声】</p> <p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。</p> <p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。</p>

ありがとうございました。
以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。
事務局から何かありますか。

事務局
佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】
事務局から連絡事項をお伝えします。
・・・・・・・・
(次回総会の日程案内など) 以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は10月14日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時19分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年9月9日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員